

手術の通則の5及び6により掲示が求められている手術別実施件数

期間：令和5年1月1日～令和5年12月31日

●区分1に分類される手術 手術の件数

頭蓋内腫瘍摘出術等	0
黄斑下手術等	0
鼓室形成手術等	0
肺悪性腫瘍手術等	0
経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

●区分2に分類される手術 手術の件数

靭帯断裂形成手術等	0
水頭症手術等	0
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術術	0
尿道形成手術等	0
角膜移植術	0
肝切除術等	0
子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

●歯科点数表第2章第9部手術の通則の4に掲げる手術 手術の件数

舌悪性腫瘍手術	3
上顎骨悪性腫瘍手術	0
上顎骨形成術	6
顔面多発骨折観血的手術	0
頬骨変性治癒骨折矯正術	0

●区分3に分類される手術 手術の件数

上顎骨形成術等	6
上顎骨悪性腫瘍手術等	0
バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
母指化手術等	0
内反足手術等	0
食道切除再建術等	0
同種死体腎移植術等	0

●区分4に分類される手術の件数 手術の件数

0

●その他の区分に分類される手術 手術の件数

人工関節置換術	10
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	0
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しない ものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	0